

10・26反原子力に際しての申し入れ

若狭連帯行動ネットワーク

フクシマ事故から6年半後の今なお、国民の過半数は原発の再稼働に反対しています。原発がなくても電力は余っており、原発に頼らない新電力への切り替えが関電管内でも進んでおり、原発による「安い電力」へ回帰する動きは見られません。貴職は、この国民の過半数と「切り替えた消費者」の声に真摯に耳を傾けるべきです。

前橋地裁、福島地裁と相次ぐフクシマ事故被災者損害賠償判決では、津波の予見可能性と事故の回避可能性が認定され、東京電力と国の賠償責任が認められています。フクシマ事故を繰り返さないため、貴職もこれらの判決を真摯に受け止め、原発再稼働で重大事故のリスクを冒すのはやめるべきです。

福島第一原発廃炉の中長期ロードマップが改定されましたが、1～3号原子炉建屋プールからの燃料取出だけでも事故発生時の緊急作業に伴う被曝線量を超える恐れがあり、燃料デブリ取出には「1分で即死する」ほど強烈な放射線環境下での作業が避けられず、取出せる保証もありません。6年半後の今なお事故は収束しておらず、事故処理に伴う新たな放射能災害や労働者の高線量・大量被曝の危険が人々を苦しめ続けているのです。ひとたび重大事故を起こせば、取返しのつかない事態に陥るのです。このようなリスクを侵すのは、もう止めて下さい。

原発を再稼働すれば、行き先のない使用済核燃料が生み出されます。高レベル放射性廃棄物の処分場は至る所で拒否されており、使用済核燃料の永久保管につながる中間貯蔵施設は福井県外でも県内でも立地できるはずがありません。「負の遺産」問題の先送りをやめ、原発の運転を断念し、使用済核燃料をこれ以上生み出さないことが最も重要であり、中間貯蔵施設立地計画そのものも撤回すべきです。

私たちは、経産大臣に「8.6兆円の福島事故関連費と原発コストを『電気の託送料金』に転嫁しないでください」と求める署名を展開し、3万3,328筆を6月に提出し、11月に追加提出します。この8.6兆円には、美浜1・2号の廃炉時に計上すべき特別損失603億円(廃炉費積立不足金112億円と未償却資産491億円)や一般負担金「過去分」2.4兆円の関電管内分が含まれます。これらは関電との電力契約者から回収すべきであり、原発とは無関係な新電力へ契約変更した消費者から「託送料金」で回収するのは許せません。「貴社の原発とは縁を切った消費者にも、原発コストを負担せよ！」というのはおかしいと思いませんか。「原発は安い」というのなら、こんな不条理なことはやめるべきです。

貴社は、廃炉の決まった美浜1・2号を解体撤去しようとしていますが、排出される放射性廃棄物の行き先はありません。クリアランスレベル以下の大量の放射性廃棄物を一般の産業廃棄物並みに処分するのは放射能汚染をもたらす恐れがあり、やめるべきです。放射線管理区域は少なくとも数十年間は密閉保管すべきであり、国内に脱原発状態が生まれてから、高レベル放射性廃棄物や使用済核燃料を含めて、国民レベルでその対策を議論すべきです。そのために、貴社は一日も早く脱原発へ転換し、再生可能エネルギー普及に協力すべきです。

10・26反原子力に際して、以下の項目を改めて申入れます。真摯に回答されるよう強く求めます。

1. 福井地裁による2014年5月大飯3・4号運転差止判決等に従い、また、「再稼働反対」の国民の過半数の声に従い、高浜3・4号の運転を即刻中止し、大飯3・4号の再稼働を断念して下さい。
2. 行き先のない使用済核燃料をこれ以上生み出さないで下さい。使用済核燃料中間貯蔵施設の立地計画を撤回して下さい。プルサーマルなど再処理・プルトニウム利用計画から全面的に撤退して下さい。ズサン管理で審査が中断された日本原燃への出資や債務保証を撤回し、再処理事業からの撤退を勧告して下さい。
3. 美浜1・2号の廃炉決定に続き、運転40年を超えた高浜1・2号と美浜3号を即刻廃炉にして下さい。40年運転ルールを遵守し、大飯1・2号の40年超運転の申請を即刻断念し、直ちに廃炉にしてください。
4. 原発の廃炉費積立不足金や未償却資産、さらに福島事故損害賠償費一般負担金「過去分」を2020年度から託送料金に上乗せする計画を撤回してください。
5. 脱原発経営に転換し、再生可能エネルギーの優先接続・給電による抜本的な普及拡大に協力して下さい。